

第 8 回

熊本県議会

# 農林水産常任委員会会議記録

平成25年3月7日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第 8 回 熊本県議会 農林水産常任委員会会議記録

平成25年3月7日(木曜日)

午後1時2分開議

午後1時36分閉会

本日の会議に付した事件

議案第89号 平成24年度熊本県一般会計  
補正予算（第12号）

議案第98号 平成24年度農地海岸保全事  
業の経費に対する市負担金について

出席委員(7人)

委員長 松田三郎  
副委員長 増永慎一郎  
委員 前川 收  
委員 堤 泰宏  
委員 磯田 毅  
委員 緒方勇二  
委員 九谷高弘

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

農林水産部

部長 福島 淳  
理事兼経営局長 梅本 茂  
政策審議監 豊田 祐一  
生産局長 渡辺 弘道  
農村振興局長 田上 哲哉  
森林局長 藤崎 岩男  
水産局長 鎌賀 泰文  
農林水産政策課長 国枝 玄  
首席審議員兼団体支援課長 吉田 國靖  
農地・農業振興課長 船越 宏樹  
担い手・企業参入支援課長 田中 純二  
むらづくり課長 小柳 倫太郎  
農業技術課長 松尾 栄喜

農産課長 山中 典和  
園芸課長 野口 法子  
首席審議員兼畜産課長 平山 忠一  
農村計画課長 荻野 憲一  
技術管理課長 緒方 秀一  
農地整備課長 大石 二郎  
首席審議員兼森林整備課長 河合 正宏  
林業振興課長 岡部 清志  
森林保全課長 本田 良三  
水産振興課長 平岡 政宏  
漁港漁場整備課長 平尾 昭人  
農業研究センター所長 麻生 秀則

事務局職員出席者

議事課課長補佐 上野 弘成  
政務調査課課長補佐 木村 和子

午後1時2分開議

○松田三郎委員長 皆さんこんにちは。

ただいまから、第8回農林水産常任委員会  
を開会いたします。

本日は、国の新しい緊急経済対策に対応す  
るため、3月6日に追加提出されました平成  
24年度補正予算関係等の議案審査のために緊  
急に開催する委員会でありますので、審議を  
効率的に進めるため、質疑応答は付託議案に  
関するもののみに限らせていただきます。

それでは、本委員会に付託された議案を議  
題とし、これについて審査を行います。

まず、議案についての執行部の説明を求め  
た後に、一括して質疑を受けたいと思いま  
す。

なお、執行部からの説明は、効率よく進め  
るために、最初に一度立っていただきまし  
て、その後の説明は着座のままで結構でござ  
いますので、簡潔に説明をお願いしたいと思

います。

それでは、福島農林水産部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いいたします。

○福島農林水産部長 よろしく申し上げます。

それでは、今回提案しております議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回提案しておりますのは、国の緊急経済対策への対応に係る平成24年度の一般会計補正予算の追号分と条例等案件1件でございます。

まず、補正予算でございますが、国の緊急経済対策に積極的に対応するため、農作物対策費、土地改良費、治山費等について、総額295億円余の増額補正となっており、補正後の予算額は、一般会計で947億円余となります。

次に、繰越明許費については、先議分まで御承認いただいております241億円に、今回の経済対策分について294億円余の追加をお願いしております。関係事業につきましては、早期執行に向けて努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

また、条例等議案といたしまして、平成24年度に県が実施する農地海岸保全事業の経費の一部について、受益市の負担率を定めるための議案を提案しております。

以上が主な概要でございますが、詳細につきましてはそれぞれ担当課長から御説明申し上げますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○松田三郎委員長 それでは、議案の説明に移りたいと思います。

○国枝農林水産政策課長 農林水産政策課でございます。

お手元の説明資料(追号)の説明をさせていただきます。座って説明させていただきます。

ページをめくっていただきまして、1ページをお願いいたします。

1ページでございますが、平成24年度2月補正予算、追号分の総括表であります。

国の緊急経済対策補正予算に対応するための増額補正を計上しております。

農林水産部全体では、一般会計の合計欄、一番下ですが、に記載しておりますとおり、295億円余の増額補正をお願いしております。補正後の一般会計総額は947億円余となっております。この増額分295億円のほとんどについては、繰り越しをお願いするところでございます。

16ページをお願いいたします。

こちらは、平成24年度繰越明許費の追加設定についての御説明でございます。

繰越明許費につきましては、今回の経済対策関連予算のうち、今年度中に支払いが完了する事業等を除きまして、ほぼ全額となります294億円余の追加設定をお願いするものでございます。

一番下の段、合計欄でございますが、先議分までの設定額と合わせまして、農林水産部全体の設定額としましては536億6,000万円余となっております。

農林水産政策課は以上でございます。

○吉田団体支援課長 団体支援課でございます。座って説明させていただきます。

説明資料2ページをお願いいたします。

まず、上段の農業金融対策費の農畜産特別資金助成費でございますが、これは説明欄にございますように、畜産経営改善緊急支援資金でございます。肥育や酪農といった大家畜を扱う農家におきまして、借り入れ資金の償還が困難な場合、低利で長期の資金に借りかえる際に利子を補給するというものでござ

います。国、県、市町村の3者が、一定の割合を負担し利子補給をいたしますが、当初2年間は無利子で、償還期限は最大25年という仕組みとなっております。

国が緊急経済対策として500億円の融資枠を設定しており、県といたしましては、過去の実績等から勘案しまして、20億円の融資枠をお願いするものでございます。

なお、借入金が償還されたときに利子補給するという仕組みになっておりますために、利子補給の実行は平成26年度以降となり、今回の補正では予算自体の計上はございませんが、この5月には利子補給の承認、その後貸し付けの実行がなされるということになりますために、制度の創設について承認を求めるといことで御審議をお願いするものでございます。

下段の林業金融対策費でございますが、これは説明欄にございますように、森林整備加速化・林業再生事業による利子助成事業でございます。

その内容は、林業者及び加工流通業者が運転資金の借りに際し、利子補給を行い、借入れ利子の無利子化を図るものでございまして、事業の目的は、間伐の促進と経営の悪化した林業者の資金繰りの円滑化を支援するものでございます。

利子補給は県が行い、1年の短期の貸付金でございまして、25年度で終了する制度となっており、25年度の利子補給の限度額500万円を債務負担行為としてお願いするものでございます。なお、この500万円で最大約5億円の運転資金の貸し付けが可能となります。

団体支援課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小柳むらづくり課長 むらづくり課です。よろしく申し上げます。

説明資料の3ページをお願いします。

2段目の農業構造改善事業費でございます

が、説明欄の経営体育成支援事業でございますけれども、この事業は、本年度まで国の直接採択事業でしたけれども、今回の緊急経済対策分から、人・農地プランに位置づけられた中心経営体等の育成、支援を行うことが事業の目的となりました。このため、人・農地プランの状況を踏まえて予算配分を行う必要があるため、県を通じた間接補助事業となり、今回国庫補助金として5億9,300万円余の増額補正をお願いするものでございます。

次の段の土地改良費でございます。

県営中山間地域総合整備事業費で3億6,600万円余の増額補正をお願いしております。

中山間地域における農業生産基盤と生活環境基盤の総合的な整備に要する経費でございまして、和水西部地区ほか9地区の実施を予定しております。

以上、むらづくり課合計で9億5,900万円余の増額補正でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○山中農産課長 農産課でございます。よろしく申し上げます。

資料4ページをお願いいたします。

農作物対策費の生産総合事業でございますが、これは緊急経済対策に対応いたしまして78億800万円余の増額補正をお願いするものでございます。

内容は、説明欄にも記載しておりますとおり、農協あるいは営農集団等が行います農業用の施設整備等に対する助成でございます。

今回、追加して実施を予定しておりますものは、米、麦の乾燥調製施設の整備、あるいは野菜の育苗施設、あるいは耐候性ハウス、さらには、野菜、果樹の集出荷施設、堆肥生産施設、農産加工施設などでございます。

農産課は以上でございます。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○荻野農村計画課長 農村計画課でございます

す。よろしく申し上げます。

それでは、資料の5ページをお願いいたします。

まず、県営土地改良調査計画費でございますが、20億7,450万円の追加補正をお願いしております。

内訳としましては、1つは、地震等への災害対策の検討に必要な土地改良施設の一斉点検及び耐震調査を行うための経費として18億9,600万円、箇所数は、上天草市の老岳橋を含む1,156カ所でございます。

もう一つは、老朽化した水利施設等の機能診断及び保全計画の策定を行うための経費として1億7,850万円、箇所数は、菊池市の菊池堰を含む38カ所でございます。今回、2つの事業とも、国費100%の事業として新たに創設されております。

次に、海岸保全直轄事業負担金ですが、今回の緊急経済対策で国直轄で行われます玉名横島地区の直轄海岸保全施設整備事業に係る県の負担金でございます。

以上、農村計画課といたしましては、21億7,583万4,000円の追加補正をお願いしております。御審議のほどよろしく申し上げます。

○大石農地整備課長 農地整備課でございます。よろしく申し上げます。

資料の6ページをお願いいたします。

まず、土地改良費ですが、60億2,600万円余の増額補正をお願いしております。

主なものとしましては、2段目にあります県営かんがい排水事業ですが、益城町の砥川地区を含む10地区で5億6,700万円余の増額補正です。

また、最下段の県営経営体育成基盤整備事業ですが、山鹿市の長坂地区を含む11地区で7億100万円余の増額補正です。

次のページをお願いいたします。

上段の団体営農業農村整備事業ですが、熊本市の熊本地区を含む35地区で43億3,700万

円余の増額補正でございます。

この事業は、市町村や土地改良区が事業主体となって行います団体営事業につきまして、国の補助制度の見直しによりまして、地域の実情に応じたきめ細やかな農業基盤の整備が、農業水利施設の管理省力化、長寿命化のための整備が体系的にできる制度が創設されたため、これに対応しまして、これまでの団体営事業を統合した制度として新たに実施するものでございます。

次の段の農地防災事業費ですが、12億5,100万円余の増額補正をお願いしております。

主なものとしましては、次の段の海岸保全事業ですが、八代市の八代海岸地区を含む9地区で4億500万円余の増額補正でございます。

また、次の段の農地防災事業ですが、宇城市の北新田地区を含む15地区で6億9,800万円余の増額補正でございます。

次のページの最下段に計の欄がございますが、農地整備課といたしましては72億7,800万円余の増額補正をお願いしております。

17ページをお願いいたします。

条例等関係についてでございます。

今回の緊急経済対策補正に係ります海岸保全事業の実施に伴いまして、その経費の一部を市に負担させるため、海岸法第28条第2項の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

農地整備課は以上でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○河合森林整備課長 森林整備課でございます。よろしく申し上げます。

説明資料の9ページをお願いいたします。

林業総務費の森林整備促進及び林業等再生基金積立金で18億6,400万円余の増額補正を提案させていただいております。これは平成21年度に造成した基金でございます。森林整備促進及び林業等再生基金事業を実施する

ために基金に積み立てを行うものです。

次の造林費の造林事業費で9億4,300万円余の増額補正を提案させていただいております。これは、植栽、間伐などの実施に対する助成を行う事業でございます。

以上、森林整備課として28億800万円余の増額補正をお願いしております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡部林業振興課長 林業振興課です。よろしくお願いいたします。

10ページをお願いします。

上段の林業振興指導費で5億8,385万円の増額補正をお願いしております。

2段目の県産木材需要拡大対策費として、杉材を支持ぐいに用いた場合の調査、分析や、家具用薄板生産機械の開発など、新たな分野での用途開発などに助成を行う県産木材利用開発推進事業に6,890万円の増額を、3段目の林業・木材産業振興施設等整備事業費で5億1,495万円の増額を、これは説明欄の緑の産業再生プロジェクト促進事業で、木材加工流通施設や木質バイオマス利用施設等の整備に助成を行うものです。

下から2段目の林道費で3億8,111万円余の増額をお願いしております。

最下段の林道事業費で2億7,733万円余の増額を、これは説明欄1の県営林道事業において、2路線の開設工事関係で1億4,680万円の増額、11ページをお願いいたします。説明欄2の市町村営林道開設事業では3路線の6,283万円余、3の林道点検診断・保全整備事業で、3市町関係の林道に設置されております橋の点検に650万円を、4、大規模林業圏開発推進事業で、1路線の6,120万円の増額をお願いしております。

下段の林道改良事業費で3路線の2,248万円を、12ページをお願いいたします。1段目で、農免林道事業費では、市町村営の林道舗装を、11路線、8,130万円余の増額をお願い

しております。

林業振興課全体としましては、最下段の9億6,496万円余の増額をお願いしております。

林業振興課は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○本田森林保全課長 森林保全課です。よろしく申し上げます。

資料13ページをお願いします。

まず、治山費でございますが、総額で51億4,872万円余の国の緊急経済対策に係る補正予算を計上させていただいております。

まず、説明欄1の治山事業費ですが、36億9,302万円余を計上させていただいております。これは山地災害危険地区や地すべり防止区域等において治山施設を設置するもので、菊池市班蛇口地区を含む53カ所で事業実施を予定しております。

説明欄2の治山激甚災害対策特別緊急事業としまして13億2,387万円余を計上させていただいております。これは熊本広域大水害の復旧整備を緊急かつ集中的に行うもので、菊池市旭志麓地区を含む54カ所で事業実施を予定しております。

14ページをお願いします。

保安林整備事業としまして1億3,182万円余を計上させていただいております。これは保安林機能を維持、強化するための本数調整伐等の森林整備を実施するものでございます。上天草市御手水地区を含む14カ所で事業実施を予定しております。

次に、治山施設災害復旧費として4億7,912万円余を計上させていただいております。これは熊本広域大水害で被災しました治山施設の復旧を図るもので、災害査定の結果、25年度で実施するとされていた箇所を一部前倒しで実施するものでございます。

以上、森林保全課としまして56億2,784万円余の補正予算をお願いしております。御審

議のほどよろしく申し上げます。

○平尾漁港漁場整備課長 漁港漁場整備課でございます。よろしくお願いたします。

資料の15ページをお願いいたします。

まず、上段の漁村再生整備事業費で3億4,200万円余の補正をお願いしております。

これは説明欄に記載しておりますとおり、生産基盤及び生活環境の整備の推進により、漁村の再生支援を目的に施行する苓北町の志岐漁港を含む5カ所の市町営事業へ、農山漁村地域整備交付金を財源とする補助を行うものです。

次に、下段の水産生産基盤整備事業費で16億2,400万円の補正をお願いしております。

これは通常の国庫補助金を財源とするもので、説明欄に記載のとおり、県営事業分が14億3,000万円となっております。主なものとして、熊本市河内町地先の塩屋漁港で残土処理護岸整備の促進及び有明海東でアサリの生産量回復のための覆砂工事を実施いたします。

また、市町営事業への補助が1億9,400万円となっておりますが、これは、上天草市の大道漁港を含む11カ所で、市及び町が施行する漁港整備及び既存施設の機能保全の推進のための事業へ補助するものでございます。

最下段をごらんください。

記載のとおり、漁港漁場整備課といたしましては、総額で19億6,660万円の増額補正をお願いしております。

漁港漁場整備課は以上でございます。

○松田三郎委員長 以上で執行部の説明が終了いたしましたので、議案について質疑を受けたいと思いますが、冒頭の繰り返しになりますが、今回の委員会は緊急に開催する委員会でございますので、質疑は付託議案に関するものみに限らせていただきたいと思います。

質疑はありませんか。

○前川収委員 全体的な話と、個別とまでは言いませんけれども、総論的な話をまずさせてもらいたいと思いますけれども、今回の国の緊急経済対策に呼応した県予算の中でも、特に農林水産分野においては、他県をぬきんでるようなたくさんの予算を獲得いただいたことを、県民を代表してとは言いませんけれども、県民の一人として大変感謝をしたいと思っております。

日常的にさまざまな事業の需要を探りながら、こういったチャンスを生かせるような準備をされていたということが、恐らく今回このような予算を積み上げていく結果につながったんだというふうに思いますけれども、どうぞ今後も、次いつあるかはわからないわけではありますが、本当に日常的にいつもチャンスを狙うという思いを持って事業に取り組んでもらえればというふうに思いますので、その気持ちについてひとつ御答弁をいただければと思います。

それともう1つ、関連してなんですけれども、緊急経済対策というのは、一般的には、一般的な事業、通常予算でやる事業よりもかなり受益者にとって有利になるということ、これはもう非常にありがたいことなんです。ただ、一方では、通常予算でやった事業とそれから緊急経済対策でやった事業で、補助率の格差が余りにも大きくて、逆な不公平感が生まれてしまうという側面も、これは否めない部分だと思っています。

とはいえ、じゃあ不公平だからやるなというつもりは全くありません。ここはやっぱり高率の補助がとれる事業をどんどんとっていくということは、県としては当然やっていかなきゃならない部分でありますけれども、そこでやっぱり大事なのは説明責任だと思っているんですね。つまり、通常予算の場合はこういった補助率ですということ、今回のよう

な緊急経済対策という国の都合でやるということを決めてやった場合の補助率が変わるということについては、不公平であってもそれには取り組むと。

要は、同じ現年度、24年度で取り組んでいた事業が、同じ内容であっても、通常予算の分と今回の補正分で補助率が変わることについては、やむを得ないと、さかのぼらないということ、これはやっぱりきちっと言っていないと、あのときはよかった、このときは悪かったという話になってしまいますから、今回たまたまこういうことがあって、今後もこういうことがあるかどうかは全く未定な話でありますから、たまたまリーマン・ショックと続けて2回あって、柳の下に2匹目のドジョウがいたことになってしまったわけでありすけれども、そこはやっぱり緊急経済対策の補正というものと通常というものは違うということ、農業団体を初めとしたさまざまな受益者の皆さん方に、確かに数字は違って不公平に感じられてもいたし方ないという前提できちっと説明をしていただかないと、やれなくなってしまうということになります。

じゃあ、やらないでいいですかと言われるとそれはとんでもない話で、やっぱりやらなきゃいけないということで、その辺の整合をきちっととるとということも一方で大事だと思いますので、その2つについて、どこのどの事業とは言いません。全体的な話としてその辺どうお考えなのか、御答弁をいただければと思います。

○福島農林水産部長 全体的なお話ですので、私のほうからさせていただきます。

まず1点目につきまして、準備をやっていたのでということでお言葉をいただきましたけれども、ずっと、なかなか厳しいときについても、そういう準備をさせていただきました。今回も、政権はかわりましたけれども、

同じように準備をさせていただいております。

これは、前川委員おっしゃったように、大変大事なことだと思っています。何がチャンスになるかもわかりませんので、答弁になるかどうかあれですけれども、今後ともしっかりそういうつもりで——それは我々だけではできません。市町村とか団体とか、いろんな営農をされている方々の声を、しっかり部全体挙げて聞くという、あるいは農だけじゃありませんし、林も水も一緒だと思いますけれども、そういう姿勢を持つことが大事かなと思っていますので、そして、かつ政府・与党のほうにも、しっかりその辺に応援もいただきました。そういう総トータルでの結果だと思っていますので、それを踏まえてしっかり今後も準備していきたいと思います。

それから、2つ目につきましても、これは私がお答えするよりも、前川委員のほうからお話しになったことがそのままだというふうに思っております。

やはり、今回の制度、緊急対策を使わせていただいた場合と、以前から取り組んでいる——実施時期の繰り越しとか何かで同時期に同じような事業が同時並行でいっているの、一見見た目に、まさしく見た目というよりも、こちらは補助率の格差がどうしても出てきます。そういうときに、御不満とか何か出てまいります。それは、やはりこの制度はこういう時期に、こういう国の方針に基づいて取り組ませていただいているので、それを活用しているの、申しわけないけれども、この分についてはその分格差が出てまいりますということ、今後もしっかり説明もしてまいります。

委員おっしゃったように、だからといって、じゃあそれがなくなるときには使わないというような形じゃなくて、やはり先ほど1つ目の答で申し上げましたように、しっかり、補助率に差はあろうとも、地域のためにな



る、農家のためになるものであれば、どんどん取り組まないけませんので、そういう姿勢でやらせていただきたいと思います。

以上でございます。

○前川収委員 我々議員にもあるんですよ。同じ時期に同じ事業をやるのに、こっちは負担が高くて、こっちは負担が低いつて。何ですか、どやんか県にしてはいよという簡単な話があるんですけども、これはもうきっぱりと、申しわけないけれども、そうじゃないと、これは同じ事業を同じ時期でやっても、中身が全く違うのでそれはできませんということを、我々も言いますけれども、やっぱり県職員がびしゃっと相手方に納得させるという説明をきちっとやるということがないと、僕らもつらい目に遭いますので——僕らがつらいから言っているんじゃないくて、そこは不公平じゃないんだと。もちろん、見た目、形は不公平であっても、こういう出方が違う、出自が違うということをきちっと説明する責任を皆さん方にも負っていただきたいということでございますので、答弁は要りません、よろしくをお願いします。

○松田三郎委員長 私からも関連して1つ要望を申し上げますが、かねがね前川委員もおっしゃっていたことですが、不断に努力をしていただいておりますというのは、我々も重々認識をして、感謝をしているところでございます。

今回の件でいいますと——ほかの補正に関してもそうかもしれませんが、額の問題あるいは要件の問題等で今回の補正にはなかなか採択されなかったけれどもというのは、必ず次の来年度予算、まあ来年度予算は提案されていますけれども、それでも難しいんだったら、次はじゃあ来年度中にある補正予算にというような意識で、1年でも早く、半年でも早く、1カ月でも早く、市町村なり団体の要

望を入れ込んであげようというような意識というのは引き続き持っていただきたい。それに、本庁の農林水産部はもとよりでございますが、まさに市町村、団体と一番身近な振興局でも、定期的に要望は承っておられるということでもあります。

今回のでもう1つ言いますと、市町村によっては、各省庁の都合といいますか、期限によって、うちも手を挙げたかったけど間に合わなかったとか、あるいはもう俎上にすら乗っていなかったのもあるやに聞いておりますので、そういうのは次のときには必ず何かの形でこれまた入れ込んであげようというような前向きな姿勢で、市町村あるいは団体と向き合っていただければというのもお願いをしておきます。

ほかにありませんか。

○堤泰宏委員 私が聞き違いかもしれぬけど、災害予算がついとったですね、700か600。あれとこれは全然重ならぬとでしょう。何か災害の何とかて言いなはったごつあったけん。治山のところ辺じゃなかった。

○本田森林保全課長 堤委員がおっしゃったのは、治山施設災害復旧と思うんですけども、治山施設災害復旧は、既にもう昨年11月までに災害査定が終わってしまっていて、実施が24年と25年の2カ年になっております。その25年に送られた分を、今回緊急経済対策で一部前倒しでやるということにしております。

○堤泰宏委員 その災害の認定を受けたところも、これで一部やるということですか。

○本田森林保全課長 はいそうです。

○堤泰宏委員 そうすると、その災害についての予算はどやんなつですか。

○本田森林保全課長 25年度に事業の実施が送られていたんです。24年じゃなくて25年に、要は予算をもらうようになっていた。その25年にももらうようになった予算を、一部、24年度、今度緊急経済対策に入れ込んでいるということでございます。

○堤泰宏委員 それはわかるばってん、なら、25年はもう予算はもらわれぬということですか。

○本田森林保全課長 一部ですので、まだ25年でやるところも残っておりますので、25年分は25年でやっていきます。

○堤泰宏委員 ちょっとわからぬばってん、まあよかです。損せんごと、満額取つとは取らんなんですな。取り損なわんごつ、いっちょ頑張ってもらわないかぬですね。

それから、これは5億円の500万のところですね。2ページ。

500万の利子補給をすれば、5億円融資ができると言いなはったろ。

○吉田団体支援課長 この事業につきましては、2つの内容がございまして、加工業者が通常の運転資金を借り入れる場合と、先ほど申しました、間伐材を購入する場合の運転資金と、林業者が資金繰りが悪化した場合にセーフティーネット資金という通常の運転資金を借り入れる場合に利子補給できるという制度を国がつくり立てました。

セーフティーネット資金は、大変利子が安うございまして、0.5とか、非常に安い利子でございますので、300万で3億とか4億とかいう、元金については借りれるということでございます。通常のやつが、2%ぐらいだと、50倍ですので、500万であれば1億分、セーフティーネット資金であれば、その倍以上また借りれるということ、最大5億円。

利子補給額が500万円ですので、元金はその2%で50倍ということでございます。

○堤泰宏委員 まあよかばってんな、1年で言いなはったろ、500万。2年目からは利子補給がのうなるわけたい。

○吉田団体支援課長 今申し上げましたように、間伐を促進するために臨時的緊急対策として、間伐材を購入するための運転資金として1年間、それから、セーフティーネット資金として、通常的林業者が運転資金として借り入れる際の利子補給を1年間、そういう形の組み立てでございます。

○堤泰宏委員 説明はわかるばってん、間伐ならば、間伐材が金になれば返済ができるですたいな。そうすると、ほかの用途で借りたつなら、1年で金は戻しきらんとじゃないかな。利子補給が1年ならば。

○吉田団体支援課長 売り上げ等が落ちて経営状況が苦しくなった場合に、借り入れる資金としてセーフティーネット資金というのがございまして、それが今回の対象になるわけですけれども、それは基本的に運転資金でございまして、1年で返済するという制度でございます。今回の制度は、その範囲、25年度までの利子補給をするということで、対策が制度化されたものでございます。

○堤泰宏委員 だけんわかったばってん、細々と聞かぬ、1年しか利子補給せぬで、1年で返しきらん人は、後で困らぬごつはしとかなんですたいな。もうそれでよかです。

○松田三郎委員長 後で詳しくわかるるように説明をしておいてください。

ほかにありませんか。——なければ、これで質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第89号及び98号について、一括して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松田三郎委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第89号外1件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松田三郎委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第89号外1件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

これもちまして本日の委員会を閉会いたします。御苦労さんでございました。

午後1時36分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

農林水産常任委員会委員長